

令和 4 ・ 5 年度後期高齢者医療制度保険料率等について

1 趣旨

東京都後期高齢者医療広域連合において、令和 4 ・ 5 年度後期高齢者医療保険料率等が決定されたので内容を報告する。

2 保険料率等

年度 項目	令和 2 ・ 3 年度		令和 4 ・ 5 年度	
保 険 料 率	(均等割) 44,100 円	(所得割) 8.72%	(均等割) 46,400 円	(所得割) 9.49%
前 期 比	+800 円	-0.08 ポイント	+2,300 円	+0.77 ポイント
一人当たり平均 保険料額(年額)	101,053 円		104,842 円	
前 期 比	+4. 0% (+3, 926 円)		+3. 7% (+3, 789 円)	

3 保険料率の設定条件等

設定条件項目	令和 2 ・ 3 年度		令和 4 ・ 5 年度		増 減
① 被保険者数	2 年度	159. 6 万人	4 年度	166. 4 万人	約 12 万人
	3 年度	160. 8 万人	5 年度	173. 0 万人	
② 一人当たり医療 給付費の伸び率	0. 40%		0. 78%		0. 38 ポイント
③ 後期高齢者負担率	11. 41%		11. 72%		0. 31 ポイント
④ 所得係数	1. 61		1. 59		△0. 02 ポイント
⑤ 被保険者の所得の 伸び率	-1. 16%		-1. 20%		△0. 04 ポイント
⑥ 財政安定化基金 拠出率	0%		0%		—

4 保険料抑制のための対策

(1) 区市町村による特別対策 【224 億円】

ア 4 項目の特別対策 (219 億円)

保険料に算入すべき費用を区市町村の負担とする。

内訳	① 保険料の未収金補填分	61 億円	② 審査支払手数料	71 億円
	③ 葬祭費	87 億円	④ 財政安定化基金拠出金	0 億円 (拠出なし)

イ 低所得者の所得割額の軽減 (4.5 億円)

独自に 50% 及び 25% 軽減を行うための費用を区市町村の負担とする。

(2) その他 【187 億円】

令和 2・3 年度の財政収支に係る剰余金を、特別会計調整基金に積み立て、2 年間の医療給付費に充てる。

5 保険料に算入する費用

年度 項目名		令和 2・3 年度	令和 4・5 年度	備 考
医療給付費 (保険料割当分)		※ 2,780 億円	※ 3,098 億円	4 (2)
調整交付金交付調整分		880 億円	935 億円	
健診事業		35 億円	46 億円	
特別 対策	保険料未収金補填分	63 億円	61 億円	4 (1) ア
	審査支払手数料	68 億円	71 億円	
	葬祭費	82 億円	87 億円	
	財政安定化基金拠出金	0 億円	0 億円	
合計 (A)		3,908 億円	4,298 億円	
特別対策分 (B)		213 億円	219 億円	
保険料賦課総額 (A-B)		3,695 億円	4,079 億円	

※ 剰余金を医療給付費に充てることにより、実質的に減額となる。

6 令和 4 年度からの変更点

(1) 保険料賦課限度額引上げ 64 万円 → 66 万円

(2) 窓口負担 2 割実施の影響

令和 4 年 10 月から窓口 2 割負担が導入されることになったことから、一人当たり平均保険料額が 600 円引き下げられると推計している。

7 世帯収入別のモデル保険料

世帯	年金 収入額	令和3年度			令和4年度			前期比
		均等割	所得割	保険料額	均等割	所得割	保険料額	
単身	80万円	7割	－	13,200円	7割	－	13,900円	700円
	168万円	7割	50%	19,700円	7割	50%	21,000円	1,300円
	173万円	5割	25%	35,100円	5割	25%	37,400円	2,300円
	196.5万	5割	なし	59,900円	5割	なし	64,400円	4,500円
	220万円	2割	なし	93,700円	2割	なし	100,700円	7,000円
	240万円	なし	なし	119,900円	なし	なし	128,900円	9,000円
	950万円	なし	なし	640,000円	なし	なし	660,000円	20,000円
2人 (2人の保険料合計)	80万円	7割	－	26,400円	7割	－	27,800円	1,400円
	168万円	7割	50%	32,900円	7割	50%	34,900円	2,000円
	173万円	5割	25%	57,100円	5割	25%	60,600円	3,500円
	211万円	5割	なし	94,600円	5割	なし	101,400円	6,800円
	240万円	2割	なし	146,300円	2割	なし	156,700円	10,400円
	300万円	なし	なし	216,300円	なし	なし	232,300円	16,000円

※ 単身世帯は、年金収入のみの場合とする。2人世帯は、夫婦ともに後期高齢者医療制度の被保険者であり、世帯主の収入が年金収入のみ、配偶者の収入は年金80万円とする。

8 保険料額比較（参考）

収入額 (単身)	令和4・5年度		令和3年度			
	特別対策有	特別対策無	全国平均	都保険料	差引額	乖離率
153万円	13,900円	14,600円	14,000円	13,200円	- 800円	- 5.7%
200万円※	81,700円	87,000円	80,400円	76,200円	- 4,200円	- 5.2%
220万円	100,700円	107,400円	98,600円	93,700円	- 4,900円	- 5.0%
400万円	264,100円	282,900円	256,200円	244,200円	- 12,000円	- 4.7%

※ 窓口負担が2割となる可能性が出てくる下限の収入額

9 今後のスケジュール

令和4年2月定例議会

- ・ 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について議案提出
(特別対策の実施に伴う経費の支弁方法の変更)
- ・ 令和4・5年度保険料率等について報告